

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事の職務	30	26.8	主事	30	47	42.0	係員級
				計	30			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	17	15.2	主査	15			
				専門員	2			
				計	17			
3級	高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行う係長、主任主査の職務	35	31.4	主任主査	7	35	31.3	係長級
				係長	28			
				計	35			
4級	高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う課長補佐、次長、主幹の職務	16	14.3	主幹	1	16	14.3	課長補佐級
				課長補佐	14			
				次長	1			
				計	16			
5級	困難な総括的業務を処置する課長、所長、事務局長、事務長、館長の職務	12	10.7	課長	11	14	12.5	課長級
				事務局長	1			
				計	12			
6級	重要かつ困難な業務を所掌する職務	2	1.8	課長	1			
				事務長	1			
				計	2			
	合 計	112	100.0			112	100	

※2級専門員は、再任用職員(短時間再任用職員含まず)

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0	医師	0
				計	0
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う主任医師の職務	2	50	主任医師	2
				計	2
3級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医長の職務	0	0	医長	0
				計	0
4級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う副院長の職務	1	25	副院長	1
				計	1
5級	極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う院長の職務	1	25	院長	1
				計	1
	合 計	4	100		4

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士及び診療放射線技師の職務	3	30.0	理学療法士	1
				作業療法士	1
				栄養士	1
				計	3
2級	薬剤師並びに困難な業務を処理する臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士及び診療放射線技師の職務	4	40.0	作業療法士	1
				診療放射線技師	1
				臨床検査技師	2
				計	4
3級	高度の知識経験を必要とする業務を行う薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士及び診療放射線技師の職務	0	0.0		
				計	0
4級	主任薬剤師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任栄養士及び主任診療放射線技師並びに極めて高度の知識経験を必要とする業務を行う薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士及び診療放射線技師の職務	1	10.0	主任理学療法士	1
				計	1
5級	薬局長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、栄養士長及び診療放射線技師長の職務	2	20.0	診療放射線技師長	1
				薬局長	1
				計	2
	合 計	10	100		10

※2級臨床検査技師には、再任用職員1名含む

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師の職務	0	0	准看護師	0
				計	0
2級	看護師、保健師及び助産師並びに高度 の知識経験を必要とする業務を行う准看 護師の職務	24	60.0	看護師	17
				保健師	7
				計	24
3級	主任看護師並びに高度の知識経験を必 要とする業務を行う看護師、保健師及び 助産師の職務又は職務の複雑、困難、責 任の度がこれらと同等と認める准看護師 の職務	11	27.5	看護師	6
				主任看護師	5
				計	11
4級	看護師長及び主任保健師並びに極めて 高度の知識経験を必要とする業務を行う 看護師の職務	4	10.0	看護師	1
				看護師長	3
				計	4
5級	総看護師長の職務	1	2.5	総看護師長	1
				計	1
	合 計	40	100		40

※2級看護師には、再任用職員1名含む

単純労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能職員及び労務職員の職務	4	36	用務員兼事務員	1
				用務員	2
				管理技術員	1
				計	4
2級	困難な業務を行う技能職員及び労務職員の職務	0	0		0
				計	0
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員及び労務職員の職務	3	27.3	自動車運転手	1
				用務員	1
				給仕兼事務員	1
				計	3
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員及び労務職員の職務	4	36.5	用務員	2
				用務員兼自動車運転手	1
				自動車運転手兼汽罐士	1
				計	4
	合 計	11	100		11

※1級用務員兼事務員及び用務員は、再任用職員